

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 利根川自転車道線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで</p> <p>同市弥兵衛字中分道上五一六番一地</p>	<p>から</p> <p>加須市新川通字長沼九七三番五地</p>	<p>区 間</p>
<p>八・五〇</p> <p>八・五〇</p>	<p>三・〇〇</p> <p>三・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五二〇・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>国 の 首 都 圏 氾 濫 区 域 堤 防 強 化 対 策 工 事 に よ る。</p>		<p>備 考</p>